

事務連絡
令和8年3月31日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 児童福祉主管部局 御中

こども家庭庁支援局家庭福祉課

児童扶養手当における事実婚などの取扱いについて

平素より、ひとり親家庭等への支援につきまして格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

今般、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）を踏まえ、事実婚等における運用や認定請求書等における申請者の所得額の記載の取扱いについて、別紙のとおりQ&Aをまとめたので、事務取扱上の参考とされますようお願いいたします。

なお、児童扶養手当の認定を行う際には、個々の事案により受給資格者の事情が異なることから、形式要件により機械的に判断するのではなく、受給資格者等の生活実態を確認した上で判断し、適正な支給手続きを行っていただくとともに、各都道府県におかれましては、管内市区町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

(担当係)

こども家庭庁支援局家庭福祉課 扶養手当係

E-mail : XXXXXXXXXX

別紙 児童扶養手当における事実婚などの取扱いに関する Q&A

- ※ 問1～20については、「児童扶養手当における事実婚等の取扱いについて」
(令和6年3月28日こども家庭庁家庭福祉課事務連絡)を参照。
- ※ 問21～28については、「児童扶養手当の取扱いに関する留意事項について」
(平成27年4月17日雇児福発0417第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知)を参照。

(問1) 離婚後、元配偶者が実際には住んでいないが、住民票を動かさないまま行方不明となり、荷物等も家に残されたままになっている。この場合、事実婚となるのか。

(答)

元配偶者の住民票が動かされないまま残っていることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため、居住実態、生活状況等、様々な事実関係について確認されたい。

(問2) 受給資格者と元配偶者が、二世帯住宅に住んでいる場合、(同じ番地の別棟に住んでいる場合等含む) 事実婚となるのか。

(答)

受給資格者と元配偶者が二世帯住宅に住んでいることのみをもって事実婚が成立しているとは言い難いため、家の間取りや生活状況、生計同一関係等について確認されたい。

(問3) 受給資格者が元配偶者および元配偶者の親族と隣接して居住している場合、事実婚となるのか。

(答)

受給資格者と元配偶者の居住が隣接している事実のみをもって事実婚が成立しているとは言い難いため、元配偶者と受給資格者双方の頻繁に定期的な訪問及び元配偶者と受給資格者双方の定期的な生計費の補助の有無などを確認されたい。

(問4) 受給資格者が元配偶者とは同居していないが、いとか等、婚姻可能な親族、または婚姻可能な元配偶者の親族（元配偶者の親や兄弟等）と同居している場合、事実婚となるのか。

(答)

民法上、婚姻が可能か否かに関わらず、自身の親族や元配偶者の親族と同居していることのみをもって事実婚が成立しているとは言い難いため、例えば、同居に至った経緯や理由、その他親族との同居の有無、生活状況、生計同一関係等について確認されたい。

(問5) 施設の一部を間借りして生活する母子世帯に、同施設内の別部屋に異性の職員の世帯が生活していたときに、事実婚となるのか。

(答)

母子が一部を間借りして生活する施設の別部屋に異性を含む世帯が居住している事実のみをもって事実婚が成立しているとは言い難いため、施設内の居住実態、生活状況を確認し、それぞれの生活が独立していること、また特定の異性との関係がないことについて確認されたい。

(問6) 受給資格者の雇用主である单身異性とマンションの一室でルームシェアをしており、賃貸借名義人はその单身異性となっている。この場合、事実婚となるのか。

(答)

特定の单身異性と同居している場合に、事実婚状態ではないと判断し難いが、同居に至った経緯や理由、生活状況や生計同一関係等、様々な事実関係について確認されたい。

(問7) 受給資格者が仕事上の都合により、毎日元配偶者と対面している場合、事実婚となるのか。

(答)

仕事の都合により元配偶者と対面をしていることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため、元配偶者と受給資格者双方の頻繁に定期的な訪問及び元配偶者と受給資格者双方の定期的な生計費の補助の有無などを踏まえ仕事関係以上の事実がないか確認されたい。

(問 8) 交際関係にないと主張する単身異性が、お金がないため一時的に住ませるといって受給資格者の家に転入してきた場合、事実婚となるのか。

(答)

異性との間柄が交際関係にあるか否かに関わらず、特定の単身異性と同居している場合に、事実婚状態ではないと判断し難いが、生活状況や生計同一関係等、様々な事実関係について確認されたい。

(問 9) 受給資格者 (A) が、自身の同性の親 (B) とその事実婚相手 (C) と同居している場合、事実婚となるのか。

(答)

A、B、Cの三者で同居していることのみをもってAとCが事実婚状態にあるとは言えないため、同居に至る経緯や理由、家の間取りや生活状況、生計同一関係等を確認し、判断されたい。なお、BとCが事実婚関係にあるとしても、AとCが二者のみで同居している場合には、社会通念上夫婦としての共同生活であると認められうるが、同居に至った経緯や理由、家の間取りや生活状況、生計同一関係等について確認されたい。

(問 10) 対象児童と元配偶者の親子交流ということで、受給資格者が元配偶者の家に頻繁に訪問している場合、事実婚となるのか。

(答)

対象児童と元配偶者の親子交流で、受給資格者が元配偶者の家に頻繁に訪問していることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため、離婚当時に取り交わされた親子交流に関する取り決めを書面や口頭で確認した上で、元配偶者と受給資格者双方の頻繁に定期的な訪問や元配偶者と受給資格者双方の定期的な生計費の補助がないか確認されたい。

(問 11) 受給資格者自身は元配偶者との交流はないが、離婚後も元配偶者の両親に子育てを援助(経済的支援含む)してもらう場合、事実婚になるのか。

(答)

元配偶者の両親から支援を受けていることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため、元配偶者との頻繁に定期的な訪問及び定期的な生計費の補助について確認されたい。

(問12) 児童扶養手当を受給している母が、同居していない元配偶者との子を妊娠した場合、事実婚となるのか。

(答)

妊娠したことのみをもって事実婚が成立しているとは言い難いため、受給者本人や関係者からの聞き取り、現地調査等により、受給者本人と元配偶者との間に頻繁に定期的な訪問及び定期的な生計費の補助の有無などを確認されたい。

(問13) 異性が、ほぼ毎日のように受給資格者の家に訪問・宿泊をしており、家事や子の世話をしているが、金銭的な援助が無い場合、事実婚にあたるのか。

(答)

異性からの金銭的な援助の有無に関わらず、異性がほぼ毎日のように受給資格者の家に訪問・宿泊し、家事や子の世話等が無償で提供している場合は、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活が認められる要素となりえ、事実婚状態ではないと判断し難いが、受給者本人や関係者からの聞き取り、現地調査等により、生計同一関係等の事実関係について確認されたい。

(問14) 児童扶養手当を受給している母が妊娠したが、交際相手とは今後婚姻予定としているが、事実婚には該当しないのか。

(答)

婚姻予定ということだけでは事実婚が成立しているとは言い難いため、受給者本人や関係者からの聞き取り、現地調査等により、頻繁に定期的な訪問及び定期的な生計費の補助の有無などを確認されたい。

(問15) 受給資格者から「交際相手から定期的な生計費の補助は受けていない」との申出がある一方、交際相手に定期的な生計費を補助している場合、事実婚にあたるのか。

(答)

受給資格者が交際相手から定期的な生計費の補助を受けているか否かに関わらず、受給資格者自らが、交際相手に定期的な生計費を補助している場合においては、両者の生活に一体性があると考えられ、事実婚状態ではないと判断し難いが、受給者本人や関係者からの聞き取り、現地調査等により、頻繁に定期的な訪問の有無や生活状況等について確認されたい。

(問16) 未成年の受給資格者が、年齢等の理由で婚姻をしておらず、交際相手とは将来的に婚姻を予定している場合に、事実婚にあたるのか。

(答)

婚姻開始年齢や婚姻意思により、事実婚が成立していることを判断するのではなく、受給資格者本人や関係者からの聞き取り、現地調査等により、頻繁に定期的な訪問及び定期的な生計費の補助の有無などを確認されたい。

(問17) 受給資格者の疾病や障害等を理由に、元配偶者等が児童扶養手当の申請手続きを補助している場合は事実婚にあたるのか。

(答)

疾病や障害等の特段の理由がある場合に、元配偶者等が申請手続きを補助していることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため、受給資格者と元配偶者等の交流関係について確認した上で、頻繁に定期的な訪問や定期的な生計費の補助がないかを確認されたい。

(問18) 受給資格者は社員寮に住んでおり、家賃や光熱水費が全て会社負担となっている。また、契約人の名義は異性である社長となっている場合に、異性からの定期的な生計費の補助として事実婚にあたるのか。

(答)

受給資格者が社員寮や借り上げ社宅等、自身で契約していない住まいに居住しておらず、契約人の名義が異性であることのみをもって事実婚が成立しているとはいえないため、雇用契約の規程等を確認した上で、現地調査等により、頻繁に定期的な訪問及び定期的な生計費の補助の有無などを確認されたい。

(問19) 元居住者の住民票が残っている場合は事実婚にあたるのか。

(答)

元居住者の住民票が残っていることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため、元居住者の住民票が残っている経緯や理由を受給資格者や家主等に聞き取りを行うほか、必要に応じて賃貸契約書の確認、現地訪問等により、元居住者の居住実態等を確認されたい。

(問20) 居住する賃貸物件について、受給資格者本人での契約ができず、知人の異性が契約者となっている。毎月の光熱水費の支払は、受給資格者本人の契約で行われていて支払が確認できるが、家賃はその契約者の口座から引き落とされている場合、事実婚にあたるのか。

(答)

居住する賃貸物件が本人以外の名義であることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため、賃貸契約について、本人以外の名義で契約がなされた経緯や家賃支払いの取扱いを確認し、さらに、居住実態、生活状況等、様々な事実関係を確認されたい。

(問21) 異性が入居しているシェアハウスなどに受給資格者が入居する場合、事実婚となるのか。また、事実婚か否かを判断するに当たって、具体的に何を確認すればよいのか。

(答)

いわゆるシェアハウスなど、リビングルーム、浴室、トイレ等の共有スペースと個室スペースで構成されており、不特定多数の世帯が入居することが可能となっている一つの建物に受給資格者が居住している場合においては、その居住形態は様々な形態が有り得る。

このため、「シェアハウス」など名称の如何を問わず、当該建物に入居している事実のみをもって資格喪失要件に該当すると判断するのではなく、受給資格者が特定の異性との間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しているかどうか、入居時の経緯や入居状況、生計同一関係等の事実関係を総合的に勘案の上、個別に判断されたい。

具体的には、

- ・ 個室スペースに施錠が可能であり入居者同士が互いの個室スペースに自由に入出りできないようになっている、
- ・ 入居者がそれぞれ別世帯であることが賃貸借契約書で確認できる、
- ・ 光熱水費の使用料が按分されているなど生計を異にする事実があり、当該事実について客観的に確認できる書類がある、
- ・ 入居者が多数存在する、

など、特定の異性との事実婚が疑われるような生活実態ではない場合には、社会通念上夫婦としての共同生活があると認められる事実関係が存在せず、資格喪失要件に該当しないと考えられる。

なお、居住形態や入居する他の者との関係で、特定の異性との事実婚の疑義が生じる場合には、受給資格者等に事実関係の確認や必要な書類等の提出を求める等した上で、適正な受給資格の認定を行われたい。

(問 2 2) 受給資格者が、従兄弟などの婚姻が可能である親族と同居している場合、事実婚となるのか。叔父の住宅に転入してきた場合はどうか。

(答)

従兄弟・叔父等の親族と同居していることをもって事実婚と取り扱うのではなく、例えば、同居に至った経緯や理由、当事者以外の親族との同居の有無、生活状況や生計同一関係等を確認されたい。

(問 2 3) 児童扶養手当を受給している母子と同一住所地に義理の姉（元夫の姉）及びその内縁の夫の住民票があり居住している。住民票の世帯分離はしており、受給資格者、義理の姉及び内縁の夫はそれぞれ住民票上は世帯主となっている。建物は普通の一軒家で二世帯住宅のような構造ではない。この場合、事実婚となるのか。

(答)

同居男性が義理の姉と内縁関係にあれば当該男性が受給資格者と事実婚状態にあるとは考えにくいため、当該男性と義理の姉との内縁関係を確認されたい。

内縁関係については、例えば、住民票や賃貸借契約書上の記載、当事者間における婚姻の意思や親族・友人等からの証言、冠婚葬祭への出席、見合い・婚約・結納・挙式等婚姻儀礼の有無、妊娠・出産に関連する記録等を確認することが考えられる。

この他、同居に至る経緯や理由、家の間取りや生活状況、生計同一関係等を確認し、個別に判断されたい。

(問 2 4) 離婚後、元夫は実際には居住していないが、住宅ローンの支払のために住民票を移動していない。また、住宅ローンは実際に元夫が負担している。この場合、事実婚となるのか。

(答)

現地調査や、元夫の住居に係る賃貸借契約書等により、元夫が受給資格者と同居していないことが確認できる場合には、事実婚状態にあるとは言えない。

なお、事実婚は、原則として同居していることを要件としているが、頻繁に定期的な訪問があり、かつ、定期的な生計費の補助を受けている場合には、同居していなくとも成立すると取り扱っていることに留意する必要がある。

(問25) 自営業の受給資格者宅に従業員が住込みで就業している場合、事実婚となるのか。

(答)

自営業の受給資格者宅に従業員が住込みで就業していることのみをもって事実婚と取り扱うのではなく、例えば、従業員が住込みで就業している経緯や理由、就業期間、家の間取りや生活状況、生計同一関係等を確認し、個別に判断されたい。

(問26) 夫の死亡により児童扶養手当の支給対象となるが、夫の死亡前から義父(義母はすでに死亡し、単身異性となっている)と同居している。この場合、事実婚となるか。

(答)

夫の死亡前から義父と同居しており、夫の死亡によって、義父のみと同居することとなった経緯が確認できる場合には、夫の死亡により事実婚が成立したとは言えないと考えられるが、必要に応じて、家の間取りや生活状況、生計同一関係等について確認を行われたい。

(問27) 児童扶養手当受給中の母子世帯の住所に、高齢単身男性の住民登録があり、受給者に事情を聴くと、①訪問介護でお世話をしていた患者で現在入院中、②単身男性は住所を引き払ったが住民登録がなくなるため、受給者のところに一時的に住所を設定したとのこと。本人の申告のみで夫婦関係にないのか判断できず、夫婦関係でないことの客観的な証明は確認できないが、今後施設に入所したら、住民登録を動かすとの申立てがあった。この場合、事実婚となるか。

(答)

本人の申告内容だけでなく、当該高齢単身男性が現在入院中であるかどうかなど、当該男性の居住実態を確認する必要がある。受給資格者と同居していないことが確認でき、また、頻繁に定期的な訪問及び定期的な生計費の補助がない場合には、事実婚には該当しないと考えられる。

なお、夫婦関係にないことの客観的な証明が確認できないことをもって事実婚に該当するものではなく、同居に至る経緯や理由、生活状況や生計同一関係等、様々な事実関係を確認した上で、事実婚に該当するか否かを判断されたい。

(問28) 受給資格者と前夫が同じマンション(部屋は別々)に住んでおり、対象児童が受給資格者と前夫の部屋を行き来している場合、事実婚となるか。

(答)

受給者と前夫が同じマンションに住んでおり、それぞれの部屋を対象児童が行き来する事実だけでは事実婚が成立しているとは言えない。受給資格者・関係者からの聞き取りや現地調査等により、頻繁に定期的な訪問及び定期的な生計費の補助の有無について確認されたい。

(問29) 前夫の父が身体障害者手帳2級で介護が必要である。前夫の母は死亡、前夫は行方不明。前夫の父に身寄りがないため、別居していた児童扶養手当受給中の母子が同居して世話をすることになった。この場合、事実婚に該当するか。

(答)

事実婚の解釈については、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在していれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事実婚が成立しているものとして取り扱うこととされている。

当該事例の場合、前夫の父が介護を要するということから同居していることも考えられ、一概に社会通念上の夫婦生活として整理することはできないと考えられる。従って、受給者から前夫の父の介護の必要度、同居している理由等の申し立てを徴し、児童・民生委員にその事実を確認し、総合的に判断されたい。

(問30) 父子家庭の児童扶養手当受給者が、同性(男性)のパートナーと同居し、パートナーと児童は養子縁組を行うこととなった。その場合、事実婚は成立するか。また、養父は実父の扶養義務者として判定できるか。

(答)

民法上、同性間の婚姻は認められておらず、同性同士の関係について協力扶助・同居義務等の権利義務規定が適用されるとする判例・学説も確立していないことから、同性パートナーとの同居は児童扶養手当法第3条第3項に規定する「事実上婚姻関係と同様の事情にある場合」には含まれない。また、民法上、養子縁組をした養父と児童の間には、扶養義務が発生するが、実父と養父の間に扶養義務はないため、養父は実父の扶養義務者には当たらず、所得判定の範囲外となる。

(問31) 事実婚等の支給要件の確認に際して、留意することはあるか。

(答)

児童扶養手当の事実婚等の支給要件の確認に際しては、以下の点を含め、プライバシーの保護に配慮した事務運営を行うようお願いする。

- ・ 受給資格者の生活実態の確認に際しては、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう十分配慮する必要がある、これらについて確認を行う場合は、一律に確認を行うのではなく、確認が必要と個別に判断した者に限るべきであること。
- ・ 異性との交際関係など、プライバシーに関わる事項について確認が必要な場合には、確認の必要性について理解が得られるよう、児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明を行うこと。
- ・ プライバシーに関する聞き取りをする場合には、個室や衝立のあるコーナーで行うなど、できる限りプライバシーの保護に配慮すること。

(問32) 児童扶養手当認定請求書（施行規則第1条の様式第1号）、児童扶養手当所得状況届（施行規則第3条の5の様式第5号の5）及び児童扶養手当現況届（施行規則第4条の様式第6号）（以下、「認定請求書等」という。）について、情報連携により道府県民税に関する情報の把握が可能な場合には、申請者等が所得額等を記載することを省略しても問題ないか。

(答)

認定請求書等は、児童扶養手当法施行令第3条及び第4条による所得額等を申請者等が記載する様式となっており、その証明として、市町村長の証明書を添付するよう求めているが、道府県民税に関する情報の情報連携が可能な場合には、添付を省略可能な書類としている。そのため、情報連携により所得額等が十分に確認できる場合には、認定請求書等において、申請者等本人による所得額等の記載は必ずしも必要ないと考える。

ただし、情報連携のみでは確認できない事項が含まれるため、必要に応じて添付書類を求め確認を行う必要がある場合もある。